

令和 7 年 6 月 13 日

財務大臣 殿

届出者

住所 香川県高松市松島町3丁目5番1号

氏名(名称) 株式会社瀬戸内

酒類販売管理者 選任(解任)届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任(解任)について届け出ます。

記

1 販売場の名称及び所在地

(名 称) 株式会社瀬戸内(製造場)
(所 在 地) 香川県高松市松島町三丁目5番1号

2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日

選任した酒類販売管理者

(フリガナ) タジマ シンゴ
(氏 名) 田嶋 真吾
(住 所) 〒 604 - 0022
京都府京都市中京区御池之町 30
1番地

(生年月日) 昭和 54 年 8 月 4 日

解任した酒類販売管理者

(フリガナ) アオキ エイイチ
(氏 名) 青木 栄一
(住 所) 〒 761 - 8044
香川県高松市円座町1386番地1ド
ムスⅡ101

(生年月日) 昭和 42 年 2 月 25 日

3 酒類販売管理者の役職名等

選任した酒類販売管理者

株式会社瀬戸内 代表取締役

解任した酒類販売管理者

株式会社瀬戸内 代表取締役

4 酒類販売管理者の選任(解任)年月日

選 任 令和 7 年 6 月 5 日
 解 任

5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称

(受講年月日) 令和 7 年 6 月 5 日

(実施団体名) 日本ボランタリーチェーン協会

6 雇用期間

令和 7 年 3 月 11 日から 令和 年 月 日

7 従事させる業務内容

製造場の管理、従業員への指導

8 解任の理由

退任のため

- (備考) 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を入力してください。
2 選任届出書は、8に掲げる事項の入力は要しません。
3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の入力を要しません。
4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあっては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、
2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができます。
5 選任届出書は、酒類販売管理研修の受講証の写しを添付してください。